

消防協力者等損害補償条例の一部を改正する条例案

消防協力者等損害補償条例（昭和41年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(補償基礎額)	(補償基礎額)
第3条 [略]	第3条 [同左]
2 損害補償基礎額は、 <u>9,100円</u> とする。ただし、 その額が消防協力者等の通常得ている収入 の日額に比して公正を欠くと認められると きは、14,200円を超えない範囲内において これを増額した額とすることができる。	2 損害補償基礎額は、 <u>8,900円</u> とする。ただし、 その額が消防協力者等の通常得ている収入 の日額に比して公正を欠くと認められると きは、14,200円を超えない範囲内において これを増額した額とすることができる。
[3・4 略]	[3・4 同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の消防協力者等損害補償条例第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、  
その他の損害補償については、なお従前の例による。

令和6年3月1日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、損害補償の補償基礎額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。